

(答申第2号)  
令和7年12月10日

寒川町長 木村 俊雄 様

寒川町個人情報保護審査会  
会長 長谷川 福造

保有個人情報の不開示（不存在）決定に関する審査請求について（答申）

令和7年6月20日付け寒町第308号で諮問された保有個人情報開示請求に係る保有個人情報の不開示（不存在）決定の件について、次のとおり答申します。

#### 1. 審査会の結論

寒川町長（以下、「実施機関」という。）が行った保有個人情報の不開示（不存在）決定処分（以下、「本件処分」という。）は、妥当である。

#### 2. 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、令和7年3月17日付けで実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、「審査請求人の子の転出届、法定代理人（親権者）両名の同意を確認したプロセスに関する書類一式」（以下、「対象情報（文書）」という。）の保有個人情報開示請求（以下、「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求を受け、令和7年3月31日付けで審査請求人に対し、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服とし、令和7年4月7日付けで実施機関に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

#### 3. 審査請求人の主張要旨

##### (1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象情報（文書）の開示を求める。

##### (2) 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書並びに口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

ア 審査請求人が子の転出及び転入を認めたことが分からずに手続したことは法的に問題があるため、対象情報（文書）は存在しているはずである。

イ 民法第5条において、未成年者の法律行為については、親権者両名の同意が必要

であり、不適正な手続であれば親権者が取消しをできることが定められている等、片親だけの届出の住民票住所の変更について、取消しの制度を整えていない場合、市町村側の完全なる制度不備と言わざるを得ない。

ウ 実施機関として、国に対して適法性を示した手続について要望を出す必要があるほか、市町村として国家賠償請求事件等に発展しそうな事象については、独自に制度を整えることができる。

エ 審査請求人は、子の住民票住所変更は受理しないよう、前の住民票住所のあった市町村に依頼してきたが、当該市町村が転出届を受理し、町が転入届を両親の同意を確認するプロセスがなく、受理したということであれば、町が当該市町村に何かしらの圧力をかけたか等が考えられる。

オ 両自治体の行為は、審査請求人の妻の行為（刑法第 224 条）の補助にあたる可能性がある。

#### 4. 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 転出届とは、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定める、住民基本台帳法（以下、「法」という。）第 24 条の規定による届出のことを指し、転出元の市町村長に届け出ることとされている。
- (2) 子の転入に際し、法定代理人として子の親権者が法第 22 条に基づき転入手続をすることができ、親権者両名の同意を必要としていない。
- (3) 審査請求人の子の転出届は町に存在せず、町の転入事務手続で、親権者両名の同意を確認したプロセスはないため、それに関する書類も存在しない。

以上の理由から、審査請求人に係る対象情報（文書）は保有しておらず、本件処分は妥当である。

#### 5. 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関から提出された資料並びに口頭意見陳述等に基づき審議した結果、次のように判断する。

- (1) 本件請求及び本件処分について

本件請求は、対象情報（文書）の保有個人情報の開示を求めるもので、それに対し、実施機関が法に則り処理をしていることを理由に本件処分を行った。

- (2) 対象情報（文書）の存否について

住民票は、住民の住所等の記録を正確に、かつ、適切に管理されるべきものであり、法に則り、必要な届出や確認を行う必要がある。

本件請求は、審査請求人の子の住所変更にあたり、対象情報（文書）が必要とされるものかどうかを判断する必要があるが、法において転入先である町に「転出届」及び「法

定代理人（親権者）両名の確認」を必要とするとしたことの定めは認められない。

法では、転入の届出に親権者両名の同意が必要とされていないため、町の転入事務手続において親権者両名の同意を確認したプロセスに関する書類が不存在であることに合理性がある。

よって、対象情報（文書）を保有していないとする実施機関の本件処分は、妥当であると判断する。

(3) その他の審査請求人の主張について

当審査会は、開示決定等の違法性及び不当性について、個人情報保護に関する法律に基づき審議する機関である。審査請求人は、開示決定等の違法性及び不当性以外にも種々主張するが、その是非について当審査会は判断する立場になく、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

(4) 付言

令和6年5月24日に「民法等の一部を改正する法律」が公布され、改正後の民法において、共同親権等の内容について規定される。今後、住所変更等の手続に変更が加わることも考えられることから、今後も法令に基づいて対応していただきたい。

6. 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

【別紙】 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年6月20日	実施機関から諮問書を受理
令和7年7月28日	審査会会議（第1回）
令和7年9月5日	審査会会議（第2回） 口頭意見陳述の実施、実施機関への質疑
令和7年10月14日	審査会会議（第3回）
令和7年11月6日	審査会会議（第4回）